行 政 常 任 委 員 会 報 告 事 項

令和６年６月３日
委　員　会　室

１　地域振興課

（1）定住自立圏中心市宣言（岩見沢市）について

２　税務課

（1）専決処分について

３　土木課

（1）令和５年度の降雪状況について

４　市民課

（1）北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

５　保健福祉課

（1）旧市立診療所における重油流出について

（2）令和６年度 新型コロナワクチン定期接種の実施について

６　財政課

（1）財政再生計画の変更について

（2）令和６年度６月補正予算について（補正予算調書）

（3）令和５年度全会計決算見込みについて

行政常任委員会報告事項

令和６年６月３日
地　域　振　興　課

１．定住自立圏中心市宣言（岩見沢市）について　　【資料１】

資料　1

南空知圏域における定住自立圏に向けた中心市宣言の公表について

南空知 9 市町での定住自立圏の形成に向けて、その第 1 ステップとなる『中心市宣言』を、岩見沢市として本日公表いたしました。

（1）定住自立圏とは

人口減少や少子高齢化の影響が著しい地方圏において、都市機能を有する「中心市」と近隣市町が役割分担と相互補完を行い、圏域全体で必要な生活機能を確保することで、安心して暮らせる地域の形成と人口定住を図る取組み。

〔令和 6 年 4 月現在：全国 130 圏域（道内 13 圏域）〕

（2）定住自立圏形成までの流れ

中心市宣言 ▶ **■共生ビジョン懇談会**
（協議事項）
・定住自立圏における連携分野
・連携分野ごとの具体的な取組み
・取組みに対するKPI　　等
▶ **連携協定締結**
共生ビジョン策定

（3）中心市宣言の内容

◆要旨

1 南空知圏域の人口が縮小する中、9 市町で共通のビジョンを持ち、豊かな未来を築く。
2 行政事務の効率化や経営資源の共同利用等、地域課題に広域的に取り組み、住民に対する質の高いサービスの持続的な提供を図る。
3 将来に渡って、誰もが安心して暮らし続けられる、活気ある南空知圏域の形成に向けて、岩見沢市と近郊 8 市町が手を取り合う。
4 岩見沢市は、地域の拠点都市としての役割を果たし、南空知圏域の形成に取り組む。

◆その他の登載事項

（1）　都市機能の集積状況
（2）　近隣市町からの都市機能利用状況
（3）　連携に向けたこれまでの取組み
（4）　連携が想定される取組み
（5）　連携の意思を有する近隣市町

≪国の要綱における連携想定項目≫
① 生活機能の強化に係る政策分野
医療、福祉、教育、土地利用、産業振興、環境、防災
② 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
公共交通、ICT インフラ、道路インフラ、地産地消、移住・交流
③ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
人材育成、外部人材活用、職員研修

（4）共生ビジョン懇談会

設置時期　　6～7 月
懇談会委員　　概ね 15 名程度
構成：医療、教育、経済など共生ビジョンへの登載が想定される分野から委員を選出
※岩見沢市以外の構成市町からも委員を選出

（5）今後のスケジュール

共生ビジョン懇談会	設置後　～　令和 7 年 1 月頃
連携協定締結（岩見沢市⇔構成市町）	令和 7 年 3 月下旬　予定
共生ビジョン策定	〃

定住自立圏による取組みスタート

行政常任委員会報告事項

令和６年６月３日
税　　務　　課

報　告　事　項

１．専決処分について　（資料１）

資料 1

専決処分について

１．要　　旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和６年３月３０日に公布され、原則として令和６年４月１日から施行されることから、市税条例の関係部分の改正について地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したものである。

なお、同条第３項の規定に基づき、直近の市議会において報告のうえ承認を求めるもの。

２．改正内容

（１）　令和６年度分の個人住民税の所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき１万円を減税するための規定の整備。

（２）　令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例措置について、令和６年度の個人住民税に雑損控除を適用対象とすることができる規定の整備。

（３）　固定資産税等における土地の負担調整措置について、現行の仕組みを３年延長するための規定の整備。

（４）　固定資産税の課税標準の特例措置について、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例割合が見直されたことに伴い、条例で定める特例割合を地方税法で定める参酌割合にするための規定の整備。

３．施 行 日　　令和６年４月１日

４．関係条文　　「新旧対照表」のとおり

夕張市税条例(昭和 25 年条例第 31 号)　新旧対照表

現　　行	改正後（案）
○夕張市税条例 昭和25年9月28日 条例第31号 （市民税の減免） 第 34 条　（略） 2　前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3）　（略） 3　前項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第 53 条　（略） 2　前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を	○夕張市税条例 昭和25年9月28日 条例第31号 （市民税の減免） 第 34 条　（略） 2　前項の規定により　市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （1）～（3）　（略） 3　第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には　、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第 53 条　（略） 2　前項の規定により　固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を

添付して市長に提出しなければならない。	添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
(1) ～ (3)　(略)	(1) ～ (3)　(略)
3　前項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3　第 1 項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)
第 115 条の 2 の 2　(略)	第 115 条の 2 の 2　(略)
2　前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)　土地の所在、地番、地目、地積、取得年月日及び取得価格並びに税額	(2)　土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額
(3)　減免を受けようとする事由及び前項第 2 号の土地にあってはその被害の状況	(3)　減免を受けようとする事由及び前項第 2 号の土地にあっては、その被害の状況
3　第 1 項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3　第 1 項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附　則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の2　当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附　則

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2　所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額

（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2　前項前段の場合において、第27条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

	3　第1項の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条　平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条　平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5　令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の4、第27条の6から第27条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　前項の規定の適用がある場合における第27条の7第2項、第32条の5の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第32条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6　令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第31条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて

得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において

「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2　令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第32条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7　令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同

じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普

通徴収対象税額」という。）並びに第32条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額

以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税

に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の

分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2　前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3　令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の5の5第

1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年

の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第32条の5の5第2項の規定により読み替えられた第32条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4　前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

	5　令和6年度分の個人の市民税につき第32条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。 （令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除） 第7条の8　令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の4、第27条の6から第27条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条　（略） 2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第27条から第27条の4まで、第27条の6	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条　（略） 2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民

から第27条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	税の所得割の額は、第27条から第27条の4まで、第27条の6から第27条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
3　前項の規定の適用がある場合における第27条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。	3　前項の規定の適用がある場合における第27条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2　（略） 2～6　（略）	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2　（略） 2～6　（略）
	7　法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。
7　法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	8　法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
8　法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同	9　法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同

号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
9　法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10　法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
10　法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	11　法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
11　法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	12　法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
12　法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	13　法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
13　法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
14及び15　（略）	14及び15　（略）
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の3　（略）	第10条の3　（略）
2　（略）	2　（略）
	3　市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規

	定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。
3～6　（略）	4～7　（略）
7　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～（7）　（略）	8　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～（7）　（略）
8　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	9　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

9　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

10　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

11　法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書

(1)～(6)　(略)

10　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる　書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

11　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

12　法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書

類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5)　(略)

12　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　(略)

(5)　施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　(略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条　次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げ

類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5)　(略)

13　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　(略)

(5)　施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　(略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条　次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げ

る用語の意義は、それぞれ当該各号　　に定めるところによる。 (1)～(6)　(略)	る用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(6)　(略)
(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例) 第11条の2　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例) 第11条の2　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2　法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条	2　法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条

の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条　宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき

の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条　宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき

額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの

額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの

規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当

規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当

該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条　農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条　農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額　　）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額　　を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（免税点の適用に関する特例）

第14条　附則第12条、第13条又は第13条の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第44条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条　附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第1

となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（免税点の適用に関する特例）

第14条　附則第12条又は第13条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第44条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等又は農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条　附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第1

5条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第113条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	5条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第113条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第113条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。	2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第113条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。
3～5　(略)	3～5　(略)
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3　(略)	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3　(略)

2　（略） 3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）　（略）	2　（略） 3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）　（略） （5）　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第16条の4　（略） （1）及び（2）　（略） 2　（略） 3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）　（略）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第16条の4　（略） （1）及び（2）　（略） 2　（略） 3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）　（略） （5）　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4　（略） （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第17条　（略） 2　（略） 3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）　（略） （2）　第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 （3）及び（4）　（略）	4　（略） （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第17条　（略） 2　（略） 3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）　（略） （2）　第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額　並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 （3）及び（4）　（略） （5）　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用につ

	いては、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第18条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第27条及び第27条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の適用　　がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2～4　（略） 5　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに	（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第18条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第27条及び第27条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2～4　（略） 5　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに

よる。 （1）～（4）　（略）	よる。 （1）～（4）　（略） (5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第27条及び第27条の4　の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第27条第1項及び第2項並びに第27条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民

税の所得割を課する。 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）　（略）	税の所得割を課する。 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）　（略） （5）　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条の4　（略） 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）　（略）	（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条の4　（略） 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）　（略） （5）　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税

の課税の特例） 第19条の5　（略） 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）及び（2）　（略） （3）　第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税等に関する法律　（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する 場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項に	の課税の特例） 第19条の5　（略） 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）及び（2）　（略） （3）　第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する 場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項に

おいて準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。	おいて準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
（4）　（略）	（4）　（略）
	（5）　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
3　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等相互免除法　第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第27条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第27条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の3の適用　がある場合に	3　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第27条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第27条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の3の規定の適用がある場合に

は、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4　(略)

5　第3項後段の規定がある場合には、次に定めるところによる。

(1)及び(2)　(略)

(3)　第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4)　附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の5第3項後段の規定による市民税の所

は、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4　(略)

5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)及び(2)　(略)

(3)　第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4)　附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の5第3項後段の規定による市民税の所

得割　　」とする。	得割の額」とする。 (5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の6　(略) 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4)　(略)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の6　(略) 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4)　(略) (5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
3及び4　(略) 5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4)　(略)	3及び4　(略) 5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4)　(略) (5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用につ

	いては、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の6第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
6　（略）	6　（略）
（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第20条　宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該	（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第20条　宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5＿＿＿

額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

行政常任委員会報告事項

令和６年６月３日
土　　木　　課

１　令和５年度の降雪状況について　　・・・・・・資　料

降 雪 量 状 況

資 料

令和6年4月8日

1)降雪量

単位:cm

年度 地区	令和3年度	令和4年度	令和5年度		積雪深
	降雪量	降雪量	降雪量	前年比増減	
清水沢	987	1,006	759	△ 247	R6年3月31日本町積雪 55cm R6年3月31日清水沢積雪 0cm (R5年3月31日:32cm・0cm) (R4年3月31日:87cm・36cm) (R3年3月31日:28cm・0cm) (R2年3月31日:0cm・0cm) (H31年3月31日:68cm・45cm) 過年度最終の降雪(清水沢) R04:1,006cm R03: 987cm R02:1,009cm R01: 781cm H30:1,256cm H29:1,035cm H28: 968cm H27: 657cm H26: 719cm H25: 793cm H24: 966cm H23:1,153cm H22: 834cm H21: 775cm H20: 811cm H19: 909cm H18: 631cm H17: 990cm H16: 921cm

2)除雪出動回数

単位:回

年度 地区	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比増減
本 町	23	22	19	-3
清水沢	21	22	16	-6
南 部	19	19	15	-4
沼の沢	23	20	20	0
紅葉山	18	18	11	-7
合 計	104	101	81	-20

年別降雪量（清水沢観測）

現在の降雪量＝　2024/3/31　747cm　　積雪量＝　本町55cm　清水沢32cm

昨年の降雪量＝　2023/3/31　1,004cm　　積雪量＝　本町32cm　清水沢0cm

年別	年度別	11月		12月		1月		2月		3月		4月		合 計		観測地	除雪費（千円）	除雪基準cm
		降雪量	出動回数	降雪量	出動回数	降雪量	出動回数	降雪量	出動回数	降雪量	出動回数	降雪量	出動回数	降雪量	出動回数			
H21～22	H21	58	4	166	22	281	31	142	20	112	5	16	0	775	82	清水沢	83,402	15
H22～23	H22	13	0	56	6	475	59	162	28	104	9	24	0	834	102	清水沢	89,562	15
H23～24	H23	82	5	371	45	268	31	280	33	121	15	31	0	1,153	129	清水沢	122,302	15
H24～25	H24	109	14	266	45	180	29	229	31	178	30	4	0	966	149	清水沢	120,787	15
H25～26	H25	49	1	255	32	308	39	90	15	78	10	13	0	793	97	清水沢	95,040	15
H26～27	H26	22	0	235	34	299	42	74	7	84	10	5	0	719	93	清水沢	100,704	15
H27～28	H27	45	0	207	25	183	12	177	19	40	8	5	0	657	64	清水沢	92,114	15
H28～H29	H28	237	13	235	28	152	14	260	25	74	2	10	0	968	82	清水沢	104,026	15
H29～H30	H29	85	3	277	31	323	34	215	21	130	13	5	0	1,035	102	清水沢	124,077	15
H30～H31	H30	116	3	392	39	374	31	323	27	51	0	12	0	1,268	100	清水沢	131,051	15
R01～R02	R01	87	1	233	19	234	25	150	27	69	4	8	0	781	76	清水沢	93,968	15
R02～R03	R02	73	2	358	36	237	37	259	41	80	7	2	0	1,009	123	清水沢	130,152	15
R03～R04	R03	40	3	268	24	342	42	271	34	57	1	9	0	987	104	清水沢	134,467	15
R04～R05	R04	17	0	189	26	526	48	254	27	18	0	2	0	1,006	101	清水沢	139,203	15
R05～R06	R05	59	3	244	23	213	29	174	19	57	7	12	0	759	81	清水沢	114,618	15
(出動基準15cm)平 均	H18～R05	73	3	250	29	293	34	204	25	84	8	11	0	914	99			

月別最高値　　※出動回数については、夕張を5地区に区分した、委託車の出動数合計

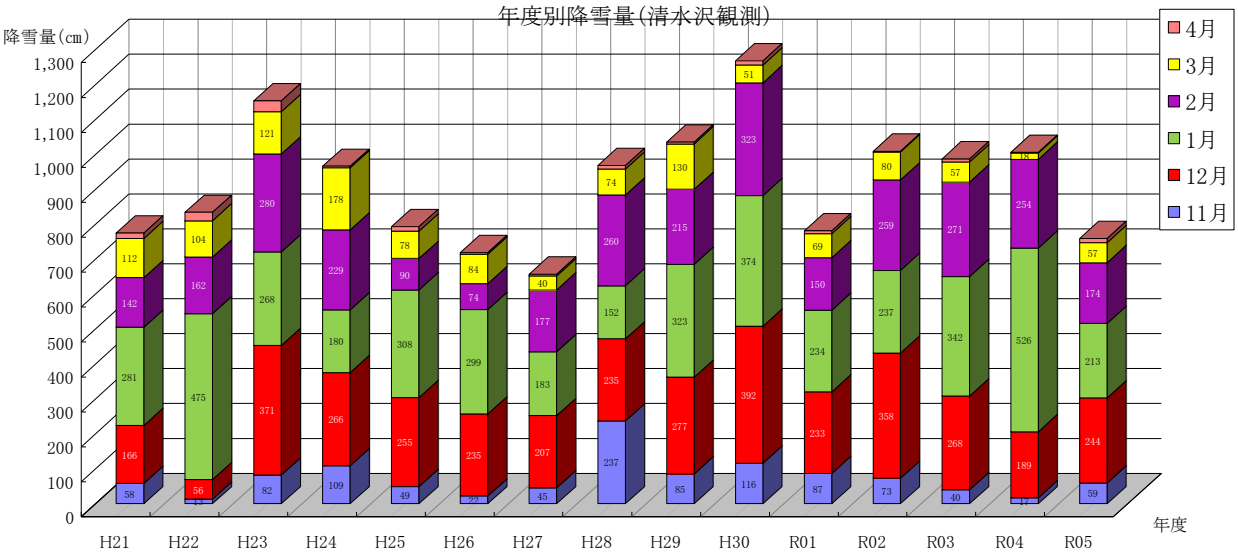

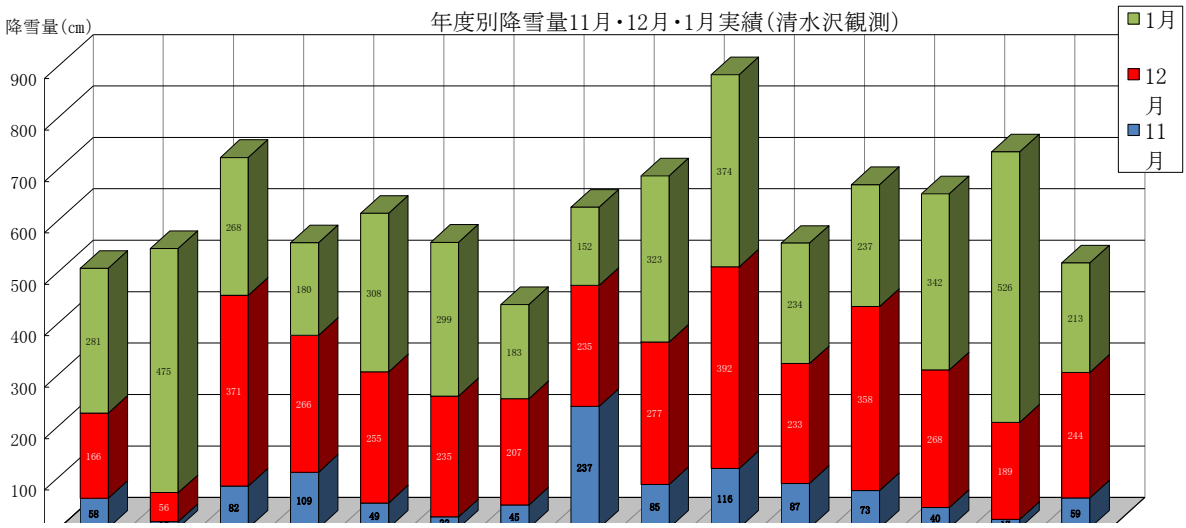

行 政 常 任 委 員 会 報 告 事 項

令和６年６月３日
市　　民　　課

１．北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について　　【資料１】

資料１

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

１．概要

北海道における後期高齢者医療については、北海道内すべての市町村により組織された北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となり事務を行っているが、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）」の施行に伴い、当該広域連合の規約（以下「規約」という。）を変更する必要が生じるもの。

２．規約変更の主な内容

マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、現行の被保険者証が本年12月２日以降発行されなくなることから、規約において「被保険者証」等の用語を使用している規定について改めるもの。

３．規約変更の手続

広域連合における規約の改正手続については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の３第１項及び第291条の11の規定に基づき、広域連合を構成する市町村における議会の議決が必要となることから、６月の定例市議会において規約の変更についてお諮りするもの。

以　上

北海道後期高齢者医療広域連合規約　新旧対照表

改　正　案	現　行
（広域連合の処理する事務） 第４条　広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。	（広域連合の処理する事務） 第４条　広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち別表第１に定める事務については、関係市町村において行う。 １被保険者の資格の管理に関する事務 ２医療給付に関する事務 ３保険料の賦課に関する事務 ４保健事業に関する事務 ５その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務
（広域連合の経費の支弁の方法） 第 19 条　（略） ２　前項第１号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表により、広域連合の予算において定めるものとする。	（広域連合の経費の支弁の方法） 第 19 条　（略） ２　前項第１号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第２により、広域連合の予算において定めるものとする。
（削除）	別表第１（第４条関係） １被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ２被保険者証及び資格証明書の引渡し ３被保険者証及び資格証明書の返還の受付 ４医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ５保険料に関する申請の受付 ６前各号に掲げる事務に付随する事務
別表（第 19 条関係） （略）	別表第２（第 19 条関係） （略）
附則（平成 25 年 11 月 20 日北海道知事届出） （略） 附則 １　この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の３第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。	附則（平成 25 年 11 月 20 日北海道知事届出） （略）

（参考）

○地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第二百九十一条の三　広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

２～８　（略）

（議会の議決を要する協議）

第二百九十一条の十一　第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

行政常任委員会報告事項

令 和 6 年 6 月 3 日
保　健　福　祉　課

１．旧市立診療所における重油流出について　　資料－１

２．令和６年度　新型コロナワクチン定期接種の実施について　資料－２

資料－１

旧市立診療所における重油流出について

１　経過と対応

月　日	内　　容
４月 24 日	○旧市立診療所の敷地内で油のようなものの流出を確認したため、流出範囲に油吸着マットを敷いて応急的に対応。
５月１日 ～２日	○消防署の調査を受け、引火性のある油であることを確認。 ○直ちに原因を確認し、土壌を浄化するよう消防署から指示。
８日 ～１０日	○油汚染対策の専門業者（以下「業者」という。）に油種の特定を依頼したところＡ重油と判明。 ○業者の調査により、汚染範囲は特定したものの原因は不明。
２２日	○業者から調査結果の詳細報告を受け、土壌の浄化処理方法を決定。

※　汚染箇所等については、別添図面のとおり

２　関係機関への報告

空知総合振興局に概要報告の上、現地確認済み。

３　市民生活への影響

現時点で河川や上下水道への流出はなく、市民の生活環境に影響はない。

４　今後の対応

業者に処理手順の計画作成を依頼しており、計画が提示され次第、施工業者と調整の上、土壌の浄化処理を進める。（現時点で処理期間未定）

令和6年5月22日現在
夕張市保健福祉課

平面図①

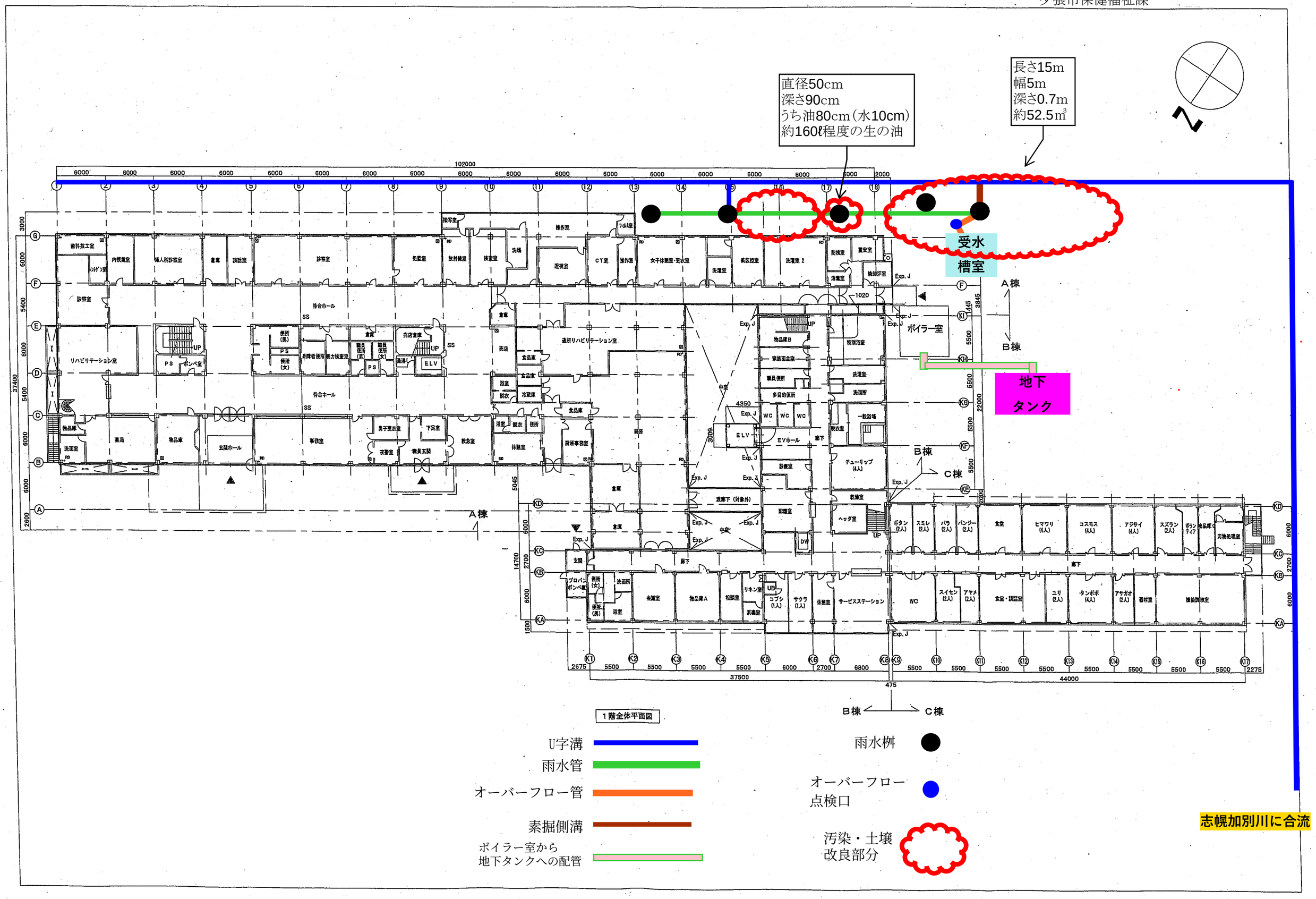

資料－２

令和６年度　新型コロナワクチン定期接種の実施について

＜経　過＞

新型コロナウイルスについては、感染症法上の位置づけが５類に移行、ワクチン接種についても全額国費で実施されていた特例臨時接種が令和６年３月末をもって終了。

令和６年度からは、予防接種法のＢ類疾病（各個人の予防が目的）として高齢者インフルエンザ等と同様、定期接種の位置づけで市町村が実施することとなる。
基本的には実施方法についても高齢者インフルエンザ定期接種と同様となる。
概要は以下のとおり。

1.対象者

①65 歳以上高齢者

②60~64 歳で心臓、腎臓、または呼吸器の機能障害等があり身の回りの生活が極度に制限される方

2.実施時期

令和６年秋冬　具体的時期については、今後の国の通知による

3.接種回数

１回

4.自己負担額および公費助成額

接種費用額　15,300 円（国が示した基準額）
自己負担額　3,500 円上限（生活保護の方は無料）
公費助成額　11,800 円　　内訳　国：8,300 円　市：3,500 円

5.公費助成の考え方

接種費用額から国の助成額を差し引いた額の５割を市が助成する。

6.接種体制

個別接種とし、市内医療機関に委託

行政常任委員会報告事項

令和６年６月３日

財　　政　　課

１　財政再生計画の変更について　【資料１】

２　令和６年度６月補正予算について（補正予算調書）　【資料２】

３　令和５年度全会計決算見込みについて　【資料３】

夕張市財政再生計画変更予定事項（令和6年度第2次（6月）変更）

【基本的な考え方】
■　今回の財政再生計画の変更は、令和6年度第1次（3月）変更以降に生じた新たな課題に対応するものである。
■　計画変更後の歳入・歳出増減額は、127,194千円となる。
■　変更に伴い必要となる財源については、国庫支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用して対応するため、再生計画期間の変更はない。

1．歳出関係　＜歳出総額　127,194千円＞

（単位：千円）

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	幸福の黄色いハンカチ基金助成	「夕張まちづくり寄附条例」に基づき指定寄附があったもののうち、特定の団体を指定した寄附を当該団体へ助成するため、所要額を計上するもの。	1,082	**○補助費等　1,082千円** 【積算】 ・団体①　助成額 66,591円 ・団体②　助成額 1,015,200円	○全額特定財源（繰入金（幸福の黄色いハンカチ基金繰入金））
2	地域おこし協力隊派遣事業（地域コーディネーター）	夕張高校魅力化事業の推進には欠かせない、高校と地域・行政・小中学校等との橋渡し役を担う「地域コーディネーター」を地域おこし協力隊として新たに1名採用するため、必要経費を計上するもの。	4,230	**○人件費、物件費、補助費等　4,230千円** 【内訳】 ・人件費（給料・手当）　2,400千円 ・活動費（消耗品費・燃料費・住宅借料等）　1,500千円 ・募集経費（ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ採用支援登録料）　330千円	○全額一般財源
3	夕張高校魅力化支援事業委託	夕張高校魅力化事業における「地域コーディネーター」に必要な専門性の高い知識などを補うため、現在委託している専門事業者からの活動支援内容を一部拡充する経費を計上するもの。	1,238	**○物件費　1,238千円** 【積算】 ・高校魅力化支援業務委託料 1,124,800円×消費税10％＝1,237,280円	○全額特定財源（繰入金（幸福の黄色いハンカチ基金繰入金））
4	地域プロジェクトマネージャー派遣事業	夕張高校魅力化事業における「地域コーディネーター」を、地域おこし協力隊2名体制に変更したことから、予算計上済みの当該経費を減額するもの。	△ 7,979	**○人件費、物件費　△7,979千円** 【内訳】 ・報償費等（給料・手当）　△6,500千円 ・活動費（共済費・備品購入費）　△1,479千円	○繰入金（幸福の黄色いハンカチ基金繰入金）　△1,479千円 ○一般財源　△6,500千円
5	児童扶養手当システム改修	制度改正により、ひとり親世帯などに支給する児童扶養手当の拡充が図られることから、その対応に必要なシステム改修経費を計上するもの。	792	**○物件費　792千円** 【積算】 ・児童扶養手当システム改修委託料 720,000円×消費税10％=792,000円	○全額一般財源

資料1-1

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
6	戸籍システム改修	戸籍法の見直しを踏まえ、戸籍の振り仮名追加に対応するための戸籍システム改修に係る所要経費を計上するもの。	5,324	**○物件費　5,324千円** 【積算】 戸籍システム改修委託料 ・振り仮名機能追加等　4,444,000円 ・職権記載データ整備等　880,000円	○全額特定財源（国庫支出金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金））
7	低所得世帯支援補足給付金給付事業	昨今の物価上昇等により、特に影響を受けている低所得世帯（新たに非課税または均等割のみ課税となる世帯）の負担軽減を図るため、対象世帯へ1世帯当たり10万円を給付するもの。	15,109	**○物件費、扶助費　15,109千円** 【内訳】 ・事務費（消耗品費等）　109千円 ・給付費 （非課税：130世帯）　13,000千円 （均等割課税：20世帯）　2,000千円 ※物件費109千円、扶助費15,000千円	○全額一般財源
8	低所得子育て世帯支援補足給付金給付事業	昨今の物価上昇等により、特に影響を受けている低所得の子育て世帯（新たに非課税または均等割のみ課税となる世帯）の負担軽減を図るため、18歳以下の子ども1人につき5万円を給付するもの。	2,051	**○物件費、扶助費　2,051千円** 【内訳】 ・事務費（消耗品費等）　51千円 ・給付費（対象者：40人）　2,000千円 ※物件費51千円、扶助費2,000千円	○全額一般財源
9	定額減税調整給付事業	昨今の物価上昇等により、特に影響を受けている低所得者等（4万円の定額減税しきれない方）の負担軽減を図るため、対象者に調整給付金を給付するもの。	64,454	**○人件費、物件費、扶助費　64,454千円** 【内訳】 ・人件費（職員手当）　443千円 ・事務費（システム改修費等）　4,011千円 ・給付費（対象者：1,500人、最大4万円） 60,000千円 ※人件費443千円、物件費4,011千円、 扶助費60,000千円	○全額一般財源
10	新型コロナウイルスワクチン定期接種	令和6年度以降、コロナウイルスワクチン接種は、高齢者を対象に定期接種化し市が実施主体となることから、市からの助成額を含めてワクチン接種に係る所要経費について計上するもの。	22,208	**○物件費　22,208千円** 【積算】 コロナワクチン予防接種委託料 ※接種見込数：1,850人 ・生活保護者以外 （接種見込数：1,742人）　20,555,600円 ・生活保護者 （接種見込数：108人）　1,652,400円	○諸収入（新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成金） 15,355千円 ○一般財源 6,853千円
11	一般会計予備費	今後の予測不能な緊急の財政需要に備え、5月に発生した、旧市立診療所敷地内における重油流出に係る油及び汚泥処理等の所要経費相当額を増額するもの。	18,685	**○予備費　18,685千円** 【積算】 ・旧市立診療所敷地内重油漏れに係る汚泥処理等費用相当額　18,685千円	○全額一般財源
合　計			127,194		

2. 歳入関係　＜歳入総額　127,194千円＞

（単位：千円）

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	戸籍法の見直しを踏まえ、戸籍の振り仮名追加に対応するための戸籍システム改修費に係る国庫支出金。(10/10)	5,324	**○社会保障・税番号制度システム整備費補助金　5,324千円** 【積算】 ・戸籍システム改修費　5,324千円 事業費5,324,000円×10/10	○全額特定財源 (国庫支出金)
2	財政調整基金繰入金	本計画変更において新たに必要となる事務事業の実施にあたり、一般財源により対応を要する事業費が増となったため、本基金からの繰入金を増額するもの。	24,060	**○財政調整基金繰入金　24,060千円**	○全額一般財源
3	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	幸福の黄色いハンカチ基金助成事業や夕張高校魅力化事業に充当するため、本基金からの繰入金を増額するもの。	841	**○幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 841千円** 【内訳】 ・幸福の黄色いハンカチ基金助成 1,082千円 ・夕張高校魅力化支援事業委託 1,238千円 ・地域プロジェクトマネージャー派遣事業 △1,479千円	○全額特定財源 (繰入金)
4	新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成金	定期接種化されたコロナウイルスワクチンの接種費用に係る国からの助成金。	15,355	**○新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成金　15,355千円** 【積算】 ・ワクチン予防接種委託　15,355千円 ※1件当たり助成額　8,300円 ※接種見込数：1,850人	○全額特定財源 (諸収入)
5	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	低所得世帯及び物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じ経済対策を図ることを目的に創設された国の交付金。(10/10)	81,614	**○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　81,614千円** 【積算】 ・給付金・定額減税一体支援　81,614千円 事業費81,614,000円×10/10	○全額一般財源
合　計			127,194		

財政再生計画変更の概要（令和6年6月）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析　：　変更前に同じ

第２　計画期間　：　変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針　：　変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額　：　変更前に同じ

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

（1）一般会計　：　令和6年度を次のとおり変更

区分＼年度	令和6年度（第16年度）									計画増減内訳
	現在計画（A）			変更後計画（B）			計画増減（B）－（A）			
歳入	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入　（ ）内は一般財源
1 地方税	825,563	825,563	△ 87,068	825,563	825,563	△ 87,068	0	0	0	
2 地方譲与税	38,369	38,369	△ 4,309	38,369	38,369	△ 4,309	0	0	0	
3 地方交付税	5,148,231	5,148,231	133,341	5,148,231	5,148,231	133,341	0	0	0	
4 国都道府県支出金	1,564,722	11,384	△ 293,305	1,651,660	92,998	△ 211,691	86,938	81,614	81,614	社会保障・税番号制度システム整備費補助金【国】 5,324（0） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【国】 81,614（81,614）
5 繰入金	1,551,023	910,374	35,248	1,575,924	934,434	59,308	24,901	24,060	24,060	財政調整基金繰入金　24,060（24,060） 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金　841（0）
6 地方債	220,500	9,000	△ 17,000	220,500	9,000	△ 17,000	0	0	0	
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 その他	913,264	315,482	△ 391,579	928,619	315,482	△ 391,579	15,355	0	0	新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成金 15,355（0）
歳入計	10,261,672	7,258,403	△ 624,672	10,388,866	7,364,077	△ 518,998	127,194	105,674	105,674	
歳出	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出　（ ）内は一般財源
1 人件費	1,324,815	1,150,793	△ 46,948	1,320,478	1,147,600	△ 50,141	△ 4,337	△ 3,193	△ 3,193	地域おこし協力隊派遣事業（地域コーディネーター）　2,864（2,864） 地域プロジェクトマネージャー派遣事業　△7,644（△6,500） 定額減税調整給付事業　443（443）
2 物件費	1,664,422	909,527	△ 88,904	1,698,856	922,379	△ 76,052	34,434	12,852	12,852	児童扶養手当システム改修　792（792） 地域おこし協力隊派遣事業（地域コーディネーター）　1,036（1,036） 夕張高校魅力化支援事業委託　1,238（0） 地域プロジェクトマネージャー派遣事業　△335（0） 戸籍システム改修　5,324（0） 低所得世帯支援補足給付金給付事業　109（109） 低所得子育て世帯支援補足給付金給付事業　51（51） 定額減税調整給付事業　4,011（4,011） 新型コロナウイルスワクチン定期接種　22,208（6,853）
3 維持補修費	345,233	279,763	21,716	345,233	279,763	21,716	0	0	0	
4 扶助費	1,501,351	442,273	△ 211,080	1,578,351	519,273	△ 134,080	77,000	77,000	77,000	低所得世帯支援補足給付金給付事業　15,000（15,000） 低所得子育て世帯支援補足給付金給付事業 2,000（2,000） 定額減税調整給付事業　60,000（60,000）
5 建設事業費	350,275	24,561	△ 24,563	350,275	24,561	△ 24,563	0	0	0	
(1) 普通建設事業費	350,275	24,561	△ 24,563	350,275	24,561	△ 24,563	0	0	0	
(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 公債費	3,627,394	3,409,700	185,491	3,627,394	3,409,700	185,491	0	0	0	
うち再生振替特例債	2,558,450	2,541,285	6,070	2,558,450	2,541,285	6,070	0	0	0	
7 繰出金	712,740	604,278	△ 114,064	712,740	604,278	△ 114,064	0	0	0	
8 その他	735,442	437,508	△ 346,320	755,539	456,523	△ 327,305	20,097	19,015	19,015	【補助費等】 幸福の黄色いハンカチ基金助成　1,082（0） 地域おこし協力隊派遣事業（地域コーディネーター）　330（330） 【予備費】 一般会計予備費　18,685（18,685）
歳出計	10,261,672	7,258,403	△ 624,672	10,388,866	7,364,077	△ 518,998	127,194	105,674	105,674	
歳入歳出差引額　（A）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ繰り越すべき財源（B）	0						0			
実質収支額（A）－（B）　（C）	0			0			0			
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0			0			0			

（2）特別会計（特別会計のうち法2条第1号イロハに掲げる以外のもの）　：　変更前に同じ

（3）一般会計等の実質収支　：　変更前に同じ

２　連結実質収支　：　変更前に同じ

３　実質公債費比率　:変更前に同じ

４　将来負担比率　：　変更前に同じ

第６　再生振替特例債の各年度ごとの償還額　：　変更前に同じ

第７　各年度ごとの健全化判断比率の見通し　：　変更前に同じ

第８　その他財政の再生に必要な事項　：　変更前に同じ

資料１－２

令和6年度　　各 会 計

補　正　予　算　調　書

（公営企業会計を除く）

※ 現時点において、財政再生計画変更に向けて、国及び道と調整を図っているもの。
調整未了につき、今後、内容に変更を生じる場合があることに留意願います。

資料2

《 一 般 会 計 》

繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事 業 名	金 額
０３ 民生費	０１ 社会福祉費	交通問題対策	9,402 千円
合 計			9,402 千円

《 一 般 会 計 》

〈 款 別 総 括 〉

（単位：千円）

番号	款名	金額	財源内訳				摘要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
1	総務費	4,687	5,324	0	841	△ 1,478	
2	民生費	81,614	0	0	0	81,614	
3	衛生費	22,208	0	0	15,355	6,853	
4	予備費	18,685	0	0	0	18,685	
合計		127,194	5,324	0	16,196	105,674	一般財源：国庫支出金、財政調整基金繰入金

	〈補正前〉	〈補正額〉	〈補正後〉
■ 予算総額	10,261,672	127,194	10,388,866

《 一 般 会 計 》

〈事項別明細の補正〉

（単位：千円）

番号	【 款 】 ○ 事 業 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	【 総 務 費 】	4,687	5,324	0	841	△ 1,478	
1	○ 幸福の黄色いハンカチ基金助成	1,082			1,082	0	負担金補助及び交付金1,082
2	○ 総合行政システム管理	792				792	委託料792
3	○ 地域おこし協力隊派遣事業	4,230				4,230	給料2,160、職員手当等304、共済費400、旅費10、需用費44、使用料及び賃借料722、備品購入費260、負担金補助及び交付金330
4	○ 夕張高校魅力化事業	1,238			1,238	0	委託料1,238
5	○ 地域プロジェクトマネージャー派遣事業	△ 7,979			△ 1,479	△ 6,500	給料△4,390、職員手当等△2,110、共済費△1,144、備品購入費△335
6	○ 戸籍事務電算化	5,324	5,324			0	委託料5,324
	【 民 生 費 】	81,614	0	0	0	81,614	
7	○ 低所得世帯支援補足給付金給付事業	15,109				15,109	需用費60、役務費49、扶助費15,000
8	○ 低所得子育て世帯支援補足給付金給付事業	2,051				2,051	需用費40、役務費11、扶助費2,000
9	○ 定額減税調整給付事業	64,454				64,454	職員手当等443、需用費80、役務費477、委託料3,454、扶助費60,000
	【 衛 生 費 】	22,208	0	0	15,355	6,853	
10	○ 市民保健ケア	22,208			15,355	6,853	委託料22,208
	【 予 備 費 】	18,685	0	0	0	18,685	
11	○ 一般会計予備費	18,685				18,685	予備費18,685

〈事項別明細の補正〉

（単位：千円）

番号	【　款　】 ○　事　業　名	金　額	財　源　内　訳				摘　要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
合　計		127,194	5,324	0	16,196	105,674	一般財源:国庫支出金、財政調整基金繰入金